

品川区終活支援パッケージ事業補助金交付要綱

制定 令和 7 年 7 月 1 日 要綱第188号

改正 令和 8 年 4 月 1 日 要綱第118号

（目的）

第 1 条 この補助金は、社会福祉法人品川区社会福祉協議会（以下「区社協」という。）が実施するあんしんの 3 点セット事業および、弁護士、司法書士等による専門相談に係る窓口の設置ならびに運営（以下「専門家相談窓口業務」という。）に対し、区社協が負担する経費を補助することにより、補助対象事業の適切かつ円滑な運営を図り、単身高齢者および高齢者のみ夫婦世帯等も住み慣れた地域で安心して年を重ねられるよう品川区における終活支援の一層の推進を図ることを目的とする。

（補助金対象経費）

第 2 条 この補助金の交付対象となる経費は、次の各号とする。

- (1) 区社協が実施するあんしんの 3 点セット事業について、利用者負担料金の無償化および減額により区社協の収入が減少した分および運営に要する費用として区長が適当と認めるもの。
- (2) 専門家相談窓口業務について、弁護士、司法書士等への報酬および運営に要する費用として区長が適当と認めるもの。

（補助金交付額）

第 3 条 補助金の交付額は、前条の補助対象に要する経費とし、予算の範囲内で交付する。

（補助金の交付申請）

第 4 条 区社協は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（第 1 号様式）に、次に掲げる書類を添えて区長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支計画書
- (3) あんしんの 3 点セット事業実施要綱
- (4) その他区長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第 5 条 区長は、前条の規定による申請書を受理した場合は、その内容を審査し、交付するものと決定したときは、補助金交付決定通知書（第 2 号様式）により区社協に通知するものとする。

- 2 区長は、前項の通知に際して、交付目的を達成するために必要があるときは、条件を付することができるものとする。

（申請の撤回）

第 6 条 区社協は、前条の規定による補助金の交付決定を受けた場合において、決定の内容またはこれに付した条件に異議があるときは、交付決定の通知を受けた

日から14日以内に申請の撤回ができる。ただし、その期間内に申請の撤回をしないときは、この決定に異議がないものとする。

(事業の内容の変更)

第7条 区社協は、補助金に係る事業計画また収支予算を変更する場合には、あらかじめ区長の承認を得なければならない。

(実績報告)

第8条 区社協は、毎年度必要な書類等を添えて、実績報告書(第3号様式)を区長に提出し、事業実績を報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 区長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書(第4号様式)により区社協に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 区社協は、前条の補助金額確定通知書を受けたときは、速やかに補助金請求書(第5号様式)を区長に提出するものとする。

2 区長は、前項の規定による請求書を受理した場合、速やかに内容を審査し、適当と認める場合は、補助金を交付するものとする。

3 前2条および第1項の規定にかかわらず、区長は、必要があると認めるときは、補助金を前金払いによって交付することができる。この場合において、第8条の規定による実績報告ならびに前条の規定による補助金の額の確定およびその通知は、補助金の交付後に行うものとし、区社協は、第1項の規定による請求書を、実績報告ならびに補助金の額の確定およびその通知の前に区長に提出するものとする。区社協は、補助金の額の確定後、補助金の残額があるときは、区長に当該残額を返還しなければならない。

(検査等)

第11条 区長が補助職員をして、補助対象事業の遂行状況および経理について検査を申し出、または報告を求めた場合は、区社協はこれに応じなければならない。

(補助金の経理等)

第12条 区社協は、当該事業に係る経理についてその収支を明らかにした帳簿および事業に関する記録を整備し、これらの書類を補助金の交付決定日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(決定の取消し)

第13条 区長は、区社協が次の各号のいずれかに該当する場合、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき
- (3) 補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件その他法令に違反したとき
- (4) 第9条の規定に基づく区長の検査の申し出、または報告の求めに応じないとき。

(補助金の返還)

第14条 区社協は、前条の規定による補助金の交付決定の取消しがあった場合において、当該取消しに係る補助金のうち、既に交付されているものについては、遅滞なく返還しなければならない。

(準用)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付については品川区補助金等交付規則（昭和39年品川区規則第4号）の規定を準用するものとする。

(委任)

第16条 この要綱の実施に関し、必要な事項は別に福祉部長が定めるものとする。